

【県土づくり・地域振興】

概要	良好なまちなみの形成や美しいまちづくりを行おうとする自主的な地域住民団体等に対し、さまざまな専門分野のまちづくり専門家を派遣します。
申込・お問合せ先	建築都市部都市計画課 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 TEL : 092-643-3711 FAX : 092-643-3716 e-mail : toshi@pref.fukuoka.lg.jp
ホームページ	福岡県まちづくり専門家派遣制度について http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/matidukurisenmonka.html
詳細	<p>《費用は？》</p> <ul style="list-style-type: none">・ 専門家への報償費は県が負担します。（上限有り）・ その他の費用（会場費、専門家への交通費等）は市町村または派遣申請団体が負担してください。 <p>《会場は？》</p> <ul style="list-style-type: none">・ 市町村または派遣申請団体が準備をお願いします。 <p>《利用回数は？》</p> <ul style="list-style-type: none">・ 1団体に対し3回（総時間15時間以内）以内が原則です。 <p>《依頼方法は？》</p> <ul style="list-style-type: none">・ 市町村の景観・まちづくり部署（都市計画課等）に専門家派遣制度の利用したい旨をお申し出ください。市町村の景観・まちづくり部署から県へ派遣依頼が行われます。県で内容を確認のうえ、専門家派遣の手続きを行います。 <p>《どんなことをするの？》</p> <ul style="list-style-type: none">・ 勉強会形式、ワークショップ形式、フィールドワーク（まちあるき）形式など、市町村または派遣申請団体と専門家で打合せのうえ適切な内容を決定してください。 <p>《専門家は何人いるの？》</p> <ul style="list-style-type: none">・ 登録専門家は39人です。（R4.3時点） <p>「都市・地域計画」「景観」「街並み・施設整備」「コミュニティづくり」「環境保全」「バリアフリー」「生涯学習」の7専門分野で登録されています。</p> <p>※その他、ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。</p>